

平成27年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成27年5月29日（金）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時37分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【欠席委員】

委員 中本 賢

【出席職員】

総務部長 三橋

総務部担当部長 佐藤

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 山田

学校教育部長 小田嶋

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 小椋

庶務課長 野本

企画課長 古内

庶務課担当課長 田中

文化財課長 服部

文化財課担当係長 竹下

庶務課担当係長 武田

教育環境整備推進室担当課長 澁谷

教育改革推進担当担当課長 田中

教育改革推進担当課長補佐 牧田

生涯学習推進課長 池之上

生涯学習推進課長補佐 末木

担当係長 高橋

書記 今村

【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、中本委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から14時50分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 2名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、人数制限内において同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

報告事項 No.2 及び 議案第15号 は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する

案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

報告事項 No. 3 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第16号及び議案第17号については、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、吉崎委員と濱谷委員にお願いをいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【峪委員長】

庶務課長 お願いいたします。

【庶務課長】

それでは、報告事項 No. 1 「叙勲について」御報告を申し上げます。

平成27年春の叙勲を受けられた方が2名、高齢者叙勲を受けられた方が2名いらっしゃいました。受賞者、叙勲名等につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

初めに、石村先生におかれましては、昭和39年に教職の道を歩み始められ、平成14年に退職されるまでの38年間、教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に校長時代には、地域との連携を重視した体制づくりや教育環境の整備に取り組みされるとともに、川崎市及び神奈川県の小学校算数教育研究会の要職を務めるなど、算数科教育の充実と発展に多大な功績を残されました。

菊池先生におかれましては、昭和39年に教職の道を歩み始められ、平成13年に退職されるまでの37年間、教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に校長時代には、生徒指導の研究や地域に根差した教育活動を展開するとともに、川崎市教育研究会や神奈川県中学校教育研究会

の要職を歴任し、英語科教育に全力を傾注し、多くの教員を育て上げ、教育界の活性化に多大な功績を残されました。

1枚おめくりいただきまして、福島先生におかれましては、昭和22年に教職の道を歩み始められ、昭和62年に退職されるまでの40年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代には、PTA役員やPTA運営委員会等の協力を得て学校運営に取り組まれるとともに、人間味あふれる愛情こもった指導者として、川崎市の学校教育、人間形成に多大な功績を残されました。

海野先生におかれましては、昭和23年に教職の道を歩み始められ、昭和61年に退職されるまでの38年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代には、地域に根差した学校経営に取り組まれるとともに、川崎市及び神奈川県中学校音楽研究会の要職を務めるなど、川崎市のみならず神奈川県の音楽教育の発展に多大な功績を残されました。

いずれの先生方も、その長年の教育功勞に対して叙勲を受けられたものでございます。御報告は以上でございます。

【峪委員長】

承認よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

ありがとうございました。

7 議事事項 I

議案第14号 「千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について

【峪委員長】

文化財課長 お願いいたします。

【文化財課長】

それでは、「千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について、御説明申し上げます。議案第14号をごらんください。

1ページは千年伊勢山台官衙遺跡の市指定解除についての諮問書(案)でございます。この諮問につきまして、2ページ以降の説明資料によりまして、御説明を申し上げます。

2ページをごらんください。「1. 橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に伴う、千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡の指定解除について」、「①指定解除の理由」でございますが、市の重要史跡に指定されている千年伊勢山台官衙遺跡が周辺の遺跡も含め、新たに橘樹官衙遺跡群として国史跡に指定されました。これに伴い、国の史跡と市の重要史跡が重複することとなりましたので、千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡の指定を解除するものでございます。指定解除の根拠について、②

をごらんください。今回の指定解除は川崎市文化財保護条例第6条第1項第4号の「文化財が国又は県の文化財として指定を受けたとき。」に該当することによるものでございます。

次に、4ページをごらんください。遺跡の平面図でございます。向かって右側の橘樹郡衙跡、左側の影向寺遺跡をあわせて橘樹官衙遺跡群として国史跡に指定されたものでございます。橘樹郡衙跡の国史跡の指定範囲の中に赤で示している部分が市重要史跡の千年伊勢山台官衙遺跡でございます。この部分の指定解除を行うものでございます。

次に、2ページにお戻りいただきまして、③をごらんください。教育委員会より川崎市文化財審議会へ諮問を行うことについてでございます。④にございますように、川崎市文化財保護条例第3条第2項、「審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定及び指定又は認定の解除、現状の変更やその他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応じる。」とされておりますことから、今回の指定解除について、教育委員会から川崎市文化財審議会に諮問していただくものでございます。具体的には、先ほどの1ページにございますように、諮問書によりまして川崎市文化財審議会に諮問することになります。

次に、3ページにお戻りください。「2. 千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定、橘樹官衙遺跡群の国史跡指定」について、概要を御説明申し上げます。

「①千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定」についてでございます。高津区千年で行われました発掘調査によりまして、武蔵国橘樹郡衙の正倉と考えられる建物跡が確認され、古代の川崎を知る上で貴重な遺跡であるとして、造営当初の正倉群が確認された1,652.37㎡を平成20年4月22日に川崎市重要史跡に指定したものでございます。

次に、「②橘樹官衙遺跡群の国史跡指定」についてでございます。千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡に指定後、新たな用地の取得などによりまして、橘樹郡衙跡として保全を図ってまいりました。また、橘樹郡衙跡の西、宮前区野川に位置する影向寺では、古代の寺院跡が確認されておりまして、影向寺遺跡として保全を図ってまいりました。この2つの遺跡は古代の地方行政機関と寺院の密接な関係性を示しており、高い歴史的価値を有しておりますことから、川崎市では地権者の同意を得て、国史跡指定の申請を行い、12,083.61㎡が、平成27年3月10日に本市初の国史跡に指定されたものでございます。

最後に、「3. その後の手続き」でございますが、今後、①により、川崎市文化財審議会に川崎市重要史跡の指定解除について諮問し、教育委員会宛の答申をいただきます。

その後、②により、答申について教育委員会に報告し、市指定解除の決定をいただくとともに、川崎市公報に指定解除について告示を行う予定でございます。

以上、御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ただいまの件について、御質問等ありますか。それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、報告事項 No. 2「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」御説明申し上げます。

お手元の報告事項 No. 2をごらんください。市長の専決事項の指定について、第2項による専決処分でございます。専決年月日は平成27年3月13日、損害賠償の額は143万9,208円でございます。事件の概要でございますが、平成26年7月4日、市立学校敷地内で、根元の腐食していた樹木が倒れ、隣接する敷地内に駐車していた被害者所有の普通トラックを破損させたものでございます。本件は市立生田中学校で発生した事故でございまして、明治大学馬術部の馬輸送用トラックを破損させたものでございます。市の法的責任でございますが、本件樹木については、学校管理下にあり、国家賠償法第2条第1項の賠償責任があることを認めたものでございます。

こちらの専決処分につきましては、6月から開催される平成27年第3回市議会定例会に報告される予定となっております。

以上でございます。

【峪委員長】

今の件について、承認でよろしいですか。

【高橋委員】

今の何か、しっかりわかっていないところもあるんですけど、逆に物でよかったというか。このあたりの管理というのは、今後、対応としてはどう。今後というか、どんな感じになって対応し

ていたのかとか。人だったら逆に、子どもも含めて。

【教育環境整備推進室担当課長】

実はこれ、平成26年4月に宮前区で街路樹が倒れて児童がけがをしたという事故がありました。それを受けまして教育委員会におきましても、全部の学校に対して樹木の点検を、ということで促したところでございます。さらに、同年の7月に今回この事件が起きましたので。今回は特に斜面地の樹木だったものですから、特に斜面地、さらに点検をするようにということで文書を出しているところでございます。その後1年近く経過して、今までもゲリラ豪雨等ありましたけれども、同様の事件は起こっておりません。ただ、これから梅雨時に向かうにあたりまして、さらに強く注意喚起をするために、先日また改めて文書を出して、学校での点検、その辺を強化するように、ということで周知しているところでございます。

【高橋委員】

引き続きそこは、よろしくをお願いします。

【峪委員長】

それでは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第15号 久末小学校校舎改築その他工事請負契約の締結について

【峪委員長】

教育環境整備推進室担当課長 お願いいたします。

【教育環境整備推進室担当課長】

それでは、議案第15号「久末小学校校舎改築その他工事請負契約の締結について」御説明させていただきます。

本案件につきましては、平成27年第2回市議会定例会に議案として上程し、総務委員会において議案審議を受ける予定でございます。

久末小学校でございますが、学区内の児童数の増加により、教室不足が予想されており、増築が必要になっておりました。また、不整形な敷地形状や校舎配置を勘案し、効果的な学習環境をつくるため、校舎の増築にあわせて体育館やプールを改築し、必要な教室等を整備するものでございます。

議案書をごらんください。工事請負契約の概要でございます。工事名は久末小学校校舎改築その他工事、工事場所は川崎市高津区久末647番地、契約の方法は一般競争入札、契約金額は13億8,780万円、完成期限は平成28年11月30日、契約の相手方は大山・沼田・村松共同企業体でございます。

次のページをお開きください。参考資料の工事概要になります。構造規模につきましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造3階建でございます。敷地面積は1万5,239.08㎡。建築面積は2,322.29㎡。延べ面積は3,799.39㎡。建物の高さは14.85mでございます。主要室名でございますが、1階は体育館アリーナ、家庭科教室、郷土資料室、特別活動室、わくわくプラザ。2階は普通教室、多目的教室、コンピュータ教室、図書室、多目的スペース。3階はプール、プール更衣室でございます。

続きまして、A4横とじの資料をごらんください。ページは右下隅に記しております。

表紙をめくりまして1ページ目は目次と建築概要になっております。

次に、2ページ目をごらんください。案内図でございます。方位は図面の上が北でございます。中央の赤色で塗られた部分が工事場所でございます。主要な道路として西側に都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線が通っております。また、南側に久末ふれあいの森がございます。

次に、3ページをお開きください。配置図でございます。グレーに塗られた部分が改築する校舎でございます。改築する校舎の東側には既存校舎が3棟ございまして、渡り廊下で接続しております。

次に、4ページをごらんください。1階平面図でございます。赤の三角の部分が児童用の昇降口でございます。図面左下側に体育館アリーナを、図面左上側に防災備蓄庫と更衣室を、図面右上側に特別活動室、わくわくプラザ、郷土資料室、家庭科教室を配置しております。また、図面右下側はプレイコートがございます。

次に、5ページをお開きください。2階平面図でございます。図面左下側が体育館上部でございます。放送室と控室がございます。図面左上側には多目的スペースを配置しております。図面右上側には左から図書室、コンピュータ教室、多目的教室がございまして、廊下を挟みまして図面下側に普通教室が4教室ございます。2階渡り廊下で既存校舎と接続しております。

次に、6ページをお開きください。3階平面図でございます。図面右上側に25m、6コースの屋上プールでございます。図面左上側にはプール更衣室を配置しております。

次に、7ページをお開きください。屋上平面図でございます。体育館の屋根に太陽熱集熱発電パネルを設置しております。

次に、8ページをお開きください。立面図でございます。

次に、9ページをお開きください。断面図でございます。断面の位置については、キープランのとおりでございます。

次に、10ページをお開きください。東側からの完成予想図になっております。

以上で、久末小学校校舎改築その他請負工事契約の締結についての説明を終わらせていただきます。

【峪委員長】

御質問等ありますか。ないようでしたら原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

議案第16号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

【峪委員長】

教育改革推進担当担当課長 お願いいたします。

【教育改革推進担当担当課長】

議案第16号「川崎市学校運営協議会委員の委嘱について」御説明いたします。資料をごらんください。

このたび、東橋中学校学校運営協議会から地域委員の増員並びにそれに伴います教職員委員の解職につきまして、別紙のとおり報告がございました。なお、任期につきましては、いずれも明日5月30日から指定期間満了となります。来年度、平成28年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ありがとうございました。それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第17号 川崎市市民館運営審議会委員の委嘱等について

【峪委員長】

生涯学習推進課長 お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

それでは、よろしくお願いたします。議案第17号につきまして、御説明申し上げます。

本議案につきましては、市民館の運営審議会におきまして、推薦団体から委員の変更についての申し出がございましたことから、お諮りするものでございます。

議案書の1ページをごらんください。川崎市幸市民館運営審議会委員の変更についてでございます。表の左側には選出区分、新委員の氏名、現職を、表の右側には現委員の氏名等を記載してございます。このたび、1号委員の幸区内に設置された学校の長について、新たに高木充氏を任命するものでございます。任命期間につきましては、川崎市市民館条例の規定に基づきまして、前任者の残任期間となり、平成27年6月1日から平成28年4月30日までとなるものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。川崎市中原市民館運営審議会委員の変更についてでございます。5号委員の区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者について、新たに為我井顕氏に委嘱するものでございます。委嘱期間につきましては、同様に平成27年6月1日から平成28年4月30日までとなるものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。川崎市麻生市民館運営審議会委員の変更についてでございます。2号委員の区内の社会教育関係団体等から推薦されたものについて、新たに松井達也氏に委嘱するものでございます。委嘱期間につきましては、同様に平成27年6月1日から平成28年4月30日までとなるものでございます。

4ページに関連法規を記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと思ひます。説明につきましては、以上でございます。

【峪委員長】

それでは、よろしいでしょうか。

【高橋委員】

中原市民館で、この1号から5号の人たちは、バランスよく入って、全体的に入っているのかなど。4号がいないんですけど、別にいいですか、この。例えば、場所によっていろいろあるけど、このあたりは、もう団体に任せてという感じですか。結構今、中原に限らずですけど、かなりいろいろなところが変化をしてくいて、まちづくりとかそういうのって、こういう方たち、かなり貴重なんじゃないかって思うんですけど。

【生涯学習推進課長】

本来的にはこの4号からも選出されたほうが適当と考えていますが、今の段階では、このような形になってございます。今後につきましては、今、委員から御意見がございましたので、検討していきたいと思ひます。

【高橋委員】

バランス的にちょっとどうなのかなというのは感じましたけど。じゃあ、よろしくお願いたします。

【峪委員長】

その他ありますか。それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(14時37分 閉会)